



大地申第11号

第2回交渉1月15日その②

「労働基準法第36条第1項の規定に基づく時間外及び公休日の労働に関する協定」第2回交渉開催！

9. 安全衛生委員会で適正な労働時間管理について審議を行うこと。また、36協定違反が発生した職場については、臨時の安全衛生委員会を開催し、問題点及びその解決策等の検討を行うこと。

組合：安全衛生委員会は、労基法から独立した経緯がある。安全衛生委員会は強い権限を持っている。36協定違反が発生した場合は、臨時に安全衛生委員会を開催して議論を行うべきだ！

会社：安全衛生委員会は、「長時間にわたる労働による社員の健康障害」に関する議論をする場と考えている。

組合：議論をしないのか？

会社：議論をしない訳ではない。ケースバイケースによる。職場の実態がある。

組合：安全衛生委員会の開催について職場にどのように指導しているのか？月1回の開催に限るのか？

会社：規定上は「月1回以上」となっている。

組合：では、月2回の開催を妨げるものではないのか？

会社：そうだ。

組合：事象があれば全て臨時の安全衛生委員会を開催しろと言っていない。また50名未満の事業所への指導もこれまで通り行って、安全や衛生に関する現場の意見を聞いて改善や対策を進めてほしい。

会社：足りない部分も指摘をいただいたが、今後も指導をしていく。

安全衛生委員会の議論の重み、職場現実に合わせて議論を行うことを確認する！

10. 平成30年2月1日以降の協定有効期間については、平成30年2月1日から平成31年1月31日までの1年間とすること。また、協定の有効期間中に「36協定違反等」が発生した場合、36協定の途中解約を可能とするため、36協定書の「破棄条項」を追加すること。なお、新条文は以下の通りとすること。

【新条文】

(有効期間等)

第6条 この協定の有効期間は、平成30年2月1日から平成31年1月31日までとする。

2 第2条第1項、第3条並びに第4条第2項に定める1箇年の起算日は、平成30年4月1日とする。

(協定の解約)

第7条 本協定の有効期間中に、次の各号の定めに従って該当する行為が生じた場合は、本協定を解約することができる。なお、解約を申し出る際は、文書によって通知することとする。

(1) 労働基準法第36条に違反する行為があった場合

(2) 社員の労働時間が適正に管理されなかった場合

組合：36協定の議論は、今回の交渉や職場を見ればまだまだ道半ばである。破棄条項を追加し、1年締結を！

会社：公共性のある鉄道運輸事業を安定的に遂行するため、1年で破棄条項の無い協定の締結をしたい。

組合：破棄条項を入れて、36協定違反があっても直ぐに協定を破棄にするわけではない。真摯に議論する。

会社：破棄条項が無くても、会社は労使で真摯に議論を行うことに変わりはない。

組合：姿勢が変わりがなければ、なぜ破棄条項を入れた協定を受け入れないのか？

会社：鉄道運輸事業を安定的に遂行するため。

組合：なぜ破棄条項を入れると安定的にならないのか？

会社：36協定が安定的に締結されている事が望ましい。



地本は職場に責任を持って36協定の締結を目指すため一歩も引かずに見解を求めた！

しかし、私たちの問いに明確に回答出来ず交渉が **中断**！ 次回の交渉は16日(火)13時30分~です